

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

第 23/2007/ND-CP 号

2007 年 2 月 12 日、ハノイ

ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動および商品売買に直接関連する活動に関する商法細則を定める

政令

政府は、

2001 年 12 月 25 日付け政府組織法に基づき、

2005 年 6 月 14 日付け商法に基づき、

商業省大臣の提案に従って、

政令を以下の通り公布する：

第 I 章

総則

第 1 条. 調整範囲

本政令は、ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動および商品売買に直接関連する活動に関する商法細則を定めるものである。

第 2 条. 適用対象

本政令は、外資系企業、ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動および商品売買に直接関連する活動の管理に関連する組織、個人に対して適用される。

第 3 条. 用語説明

本政令では、以下の用語は次のように解釈される：

1. *商品の売買活動および商品の売買に直接関連する活動*とは、商法の第IV章、第V章、第VI章で定められた輸出、輸入、販売、その他の活動のことである。

2. *輸出、輸入*とは、商法第 28 条に定められた活動のことである。

3. *輸出権*とは、輸出するためにベトナムにおいて商品を購入する権利であり、輸出に関わる手続きについて責任を負い、実施するために、輸出商品の申告にあたって名義を用いる権利も含まれる。輸出権には、ベトナムの法律もしくはベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に別の規定がないかぎりにおいて、輸出のためにベトナムにおいて商品を購入するネットワークを組織する権利は含まれない。

4. *輸入権*とは、外国からベトナムに商品を輸入し、その商品の販売権を有する商人に対して販売する権利である。輸入に関わる手続きについて責任を負い、実施するために、輸入商品の申告にあたって名義を用いる権利も含まれる。輸入権には、ベトナムの法律もしくはベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に別の規定がないかぎりにおいて、ベトナムにおける商品の販売体制を組織したり、販売体制に傘下する権利は含まれない。

5. *販売*とは、商品の卸売、小売、売買代理およびベトナムの法律の規定に従って商売の権利を譲渡することである。

外資小売流通権政令 23 号

6. 販売権とは、販売活動を直接実施する権利である。
7. 卸売とは、商人、その他の組織に商品を売る活動であり、最終消費者に直接商品を販売する活動は含まれない。
8. 小売とは、最終消費者に対して直接商品を販売する活動である。
9. 小売店とは、小売を行うために企業の所有に属する機関である。

第 4 条. 外資系企業がベトナムにおける商品売買活動および商品売買活動に関連する活動の営業許可証の発給を受けるための条件

1. 外資系企業がベトナムにおける商品売買活動および商品売買活動に関連する活動の営業許可証の発給を受けるための条件は次の通り：

- a) ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に参加している国、領土に属する投資家であり、その国際条約で、ベトナムが商品の売買活動および商品の売買に関連する活動について市場を開放すると公約していること。
- b) ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約で公約されたロードマップに適合し、かつベトナムの法律にも適合している投資形式であること。
- c) 営業する商品、サービスがベトナムの市場拡大の約束に適合し、かつベトナムの法律にも適合していること。
- d) 活動範囲がベトナムの市場拡大の約束に適合し、かつベトナムの法律にも適合していること。
- d) 本政令第 5 条で定められた審査権のある国の機関によって承認されていること。

2. 商業省大臣は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約で公約されたロードマップを公表する責任を負い、具体的な条件は、本条第 1 項で定めたとおりとする。

3. 本条第 1 項 a で定められた対象に属さない外国投資家に対しては、審査権のある機関が営業許可証を発給する前に、商業省大臣が、具体的なケース毎に、商品の売買活動および商品の売買に直接関連する活動に対して検討、承認すること。

第 5 条. 商品の売買活動および商品の売買に直接関連する活動のための営業許可証を発給する権限および小売店設立許可証

1. 省レベルの人民委員会は、商品売買活動および商品の販売活動に直接関連する活動を行うための営業許可証（以下、営業許可証と略称す）を、投資証明証もしくは投資許可証（まとめて投資証明証と称する）の発給をすでに受けた外資系企業に発給する責任を負う。

2. 外国人投資家をはじめベトナムに投資を行う場合、商品の売買活動および商品の売買活動に直接関連する活動へ投資するとき、投資管理を行う国家機関にて投資手続きを行うための申請書類を納めなければならない。投資管理を行う国家機関は、商業省の意見をもとめ、文書による商業省大臣の承認が得られた場合にのみ、商品の売買活動および商品の売買活動に関連する活動に対して投資証明証を発給すること。この場合、投資証明証は、同時に営業許可証としての価値も有する。投資手続きは、投資法の規定に従って実施される。

3. 外国人投資家が輸出、輸入業の経営に投資をする、もしくは外資系企業が輸出、輸入業の営業を追加申請する場合で、販売業もしくは商品の売買活動に直接関連する活動を

外資小売流通権政令 23 号

営業しないとき、投資について管理する国家機関はベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約での市場開放ロードマップに基づいて投資証明証を発給、変更し、商業省の承認は必要としない。

4. 外資系企業がすでに一店目の小売店を設立する販売権を有するとき、本政令の規定に従って小売店設立の許可証の発給を申請する手続をする必要はない。一店目の小売店以外の小売店を追加設立するには、商業省の指導に従い、省レベルの人民委員会によって決定され、本政令の規定する手順、手続きによること。

第 6 条. 関連する法律規定の遵守

1. 本政令の規定による権利および義務を行う以外に、外資系企業は、企業法、投資法およびその他の関連する法律の規定も遵守しなければならない。

2. 商法第IV章、第V章、第VI章で規定された活動で、その他の政令によって調整されている場合、その政令の規定が適用される。

3. 営業許可証および小売店設立許可証の発給、再発給、修正、補足手続きに際して、外資系企業は、財政省の規定に従って手数料を納めなければならない。

4. 必要な場合、ベトナムの法規に従って、外資系企業は、審査権のある国家管理機関の要求に従って、自らの活動に関する問題について報告、資料の提供もしくは説明する義務を有する。

第 II 章

営業許可証の発給手続き

第 7 条. 営業許可証の発給申請書類

1. 商業省の様式による営業許可証発給申請書。
2. 本政令第 4 条 1 項 a, b, c, d で規定された条件を満たすことを説明した文書。
3. 企業が予定している商品売買および商品売買に直接関連する活動の営業内容。
4. 投資承認証の謄本。

第 8 条. 営業許可証の発給規程

1. 企業は書類を 3 部提出し、そのうち書類原本 1 部を企業の本社が所在する場所の省レベルの人民委員会に提出すること。

2. 書類を受領した日から数えて 3 営業日以内に、書類を受領した機関は書類が法的に正しいことを確かめ、商業省に書類を送付し意見を求めること。書類に不備がある場合、書類を受領した機関は、投資家に対して書類の修正、補足を文書にして通告すること。

3. 書類を受領した日から数えて 15 営業日以内に、商業省は自らの管理職能に属する問題について文書にて意見を提出すること。

4. 商業省の意見を得た日から数えて 15 営業日以内に、省レベルの人民委員会は営業許可証の発給について決定すること。

営業許可証を発給しない場合、書類を受領した機関は、企業に対して理由を明確に述べ、文書によって報告しなければならない。

5. 営業許可証を発給した日から数えて 7 営業日以内に、書類を受領した機関は、営業許

外資小売流通権政令 23 号

可証謄本を商業省および企業の本社のある場所の省レベルの人民委員会に送付しなければならない。

第 9 条. 営業許可証の内容と有効期限

1. 営業許可証の内容は次の通り：
 - a) 企業の本社の名称、住所
 - b) 本政令第 12 条で規程された商品の売買および商品の売買に直接関連する活動の営業内容
 - c) 営業許可証の有効期限
2. 本政令第 5 条に規定された場合について、営業許可証の有効期限は、投資証明書に記載された投資プロジェクトの活動期限と同一である。

第 10 条. 営業許可証の修正、補足

1. 本政令第 9 条 1 項 a, b で規定された内容に変更があった場合、外資系企業は、営業許可証の発給機関において営業許可証の修正、補足手続きを行わなければならない。
2. 営業許可証の修正、補足申請書類は次の通り：
 - a) 商業省の様式による営業許可証修正、補足申請書
 - b) すでに発給された営業許可証の謄本
3. その修正、補足がベトナムの法律とベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に適合しているならば、本条 2 項で規定に従い企業の法的に十全な書類を受領した日から数えて 10 営業日以内に、営業許可証を発給した機関は営業許可証の修正、補足する責任を負う。営業許可証の修正、補足を承認しない場合、営業許可証を発給した機関は、企業に対して文書によって報告し、理由を明確に述べなければならない。
4. 修正、補足された新しい営業許可証を受け取った時、企業は、営業許可証を発給した機関に対して古い営業許可証原本を返納しなければならない。

第 11 条. 商品売買活動および商品売買活動に直接関連する活動の営業許可証の再発給

1. 紛失、破損、破砕、焼失もしくはその他の形式で毀損された場合、営業許可証は再発給される。
2. 営業許可証を紛失した場合、企業は、許可証を紛失した場所の公安機関、営業許可証発給機関に届けでた上、メディアを通じて連続 3 回通知しなければならない。第一回目の通知がなされた日から 30 日後、企業は、許可証の再発給を営業許可証発給機関に申請する公文書を得ることができる。
3. 営業許可証再発給申請書類は次の通り：
 - a) 商業省の様式による営業許可証再発給申請書
 - b) 営業許可証紛失届けに関する公安機関の確認書、破損、破砕、焼失もしくはその他の形式による毀損を受けた理由説明書
4. 法的に十分正しい書類を受け取った日から数えて 7 営業日以内に、営業許可証発給機関は、営業許可証を再発給する責任を負う。

第 12 条. 商品売買活動および商品売買に直接関連する活動の内容

1. 外資系企業の商品売買活動および商品売買に直接関連する活動の内容は、営業許可証の中で具体的に規定されなければならない。その許可証のなかでは次のことが明確に記載されていること：

外資小売流通権政令 23 号

- a) 実施権を得た商品売買活動および商品売買に直接関連する活動
 - b) 本条 1 項 a で記載された活動に対して営業してはならない商品の種類
 - c) 実施が許可される商品売買に直接関連するサービスの種類
2. 外資系企業は、営業許可証に記載された内容と適合する活動をのみ実施させることができる。
3. 法律が条件を定めている商品・サービスを営業する場合、企業は、ベトナムの法律の規定に従って条件を満たしているときに限り営業が許可される。

第三章 小売店設立許可証発給手続き

第 13 条. 小売店設立申請書類

1. 商業省の様式によるベトナムにおける小売店設立申請書で、次の内容が記載されていること：
 - a) 企業の本社名称、住所
 - b) 設立済み小売店の名称、住所
 - c) 設立予定の小売店の名称、住所
 - d) 小売店の活動内容
 - d) 小売店の代表者の氏名、居所、人民証明書もしくは旅券もしくはその他の合法的な個人証明書の番号
 - e) 企業の法的な代表者の氏名、署名
2. 営業許可証の謄本

第 14 条. 小売店設立許可証の発給規程

1. 企業は書類 3 部を納付し、そのうち原本 1 部は、小売店を出店予定地のある省レベルの人民委員会に提出すること。
2. 書類を受領した日から数えて 3 営業日以内に、書類を受領した機関は書類が法的に正しいことを確かめ、商業省に書類を送付し意見を求めること。書類に不備がある場合、書類を受領した機関は、投資家に対して書類の修正、補足を文書にして通告すること。
3. 書類を受領した日から数えて 15 営業日以内に、商業省は自らの管轄に属する問題について文書にて意見を提出すること。
4. 商業省の意見を得た日から数えて 15 営業日以内に、省レベルの人民委員会は小売店設立許可証の発給について決定すること。必要な場合、この期限は延長することができるが、30 日を越えてはならない。

小売店設立許可証を発給しない場合、書類を受領した機関は、企業に対して理由を明確に述べ、文書によって報告しなければならない。
5. 小売店設立許可証を発給した日から数えて 7 営業日以内に、書類を受領した機関は、小売店設立許可証謄本を商業省および企業の本社のある場所の省レベルの人民委員会に送付しなければならない。

第 15 条. 小売店設立許可証の内容および有効期限

1. 小売店設立許可証の内容は次の通り：
 - a) 企業の本社名称、住所
 - b) 小売店の名称、住所
 - c) 小売店の活動内容
 - d) 小売店の代表者の氏名、居所、人民証明書もしくは旅券もしくはその他の合法的な

外資小売流通権政令 23 号

個人証明書の番号

d) 小売店設立許可証の有効期限

2. 本政令第 5 条 4 項で規定されている場合は、小売店設立許可証の有効期限は、営業許可証の有効期限と同一である。

第 16 条. 小売店設立許可証の修正、補足

1. 第 15 条 1 項 a, b, c, d で定められた内容の一点に変更が決定された日から数えて 10 日以内に、外資系企業は、小売店設立許可証の修正、詳細な手続を行わなければならない。

2. 小売店設立許可証の修正、補足申請書類は次の通り：

a) 商業省の様式による小売店設立許可証修正、補足申請書で、修正、補足内容が明記されたもの。

b) 発給済みの小売店設立許可証の謄本

3. 本条 2 項で規定された法的に十全な書類を受領した日から数えて 10 営業日以内に、小売店設立許可証発給機関は、小売店設立許可証を修正、補足する責任を有する。

4. 修正、補足された新しい小売店設立許可証を受け取った際、外資系企業は、小売店設立許可証発給機関に古い小売店設立許可証原本を返納しなければならない。

第 17 条. 小売店設立許可証の再発給

1. 外資系企業は、小売店設立許可証を紛失、破損、破碎、焼失もしくはその他の形式で毀損された場合、小売店設立許可証の再発給を受けることができる。

2. 小売店設立許可証の再発給申請書類および手続きは、本政令第 11 条の営業許可証再発給に対する規定と同様に実施される。

第IV章 施行条項

第 18 条. 違反処分

1. 違反の性質、程度に応じて、外資系企業は、行政違反処分に関する法律の規定に従い行政処分を受けることがある。重大な違反行為があった場合は、営業許可証、小売店設立許可証が没収される。

2. 違反行為に犯罪を構成する要素が十分ある場合、違反者は法律の規定に従い刑事責任を追及される。

第 19 条. 施行効力

本政令は、公報に掲載された日から 15 日後に発効する。

第 20 条. 実施組織

1. 商業省は、本政令の施行を指導する責任を負う。

2. 財政省は、営業許可証、小売店設立許可証の発給、再発給、修正、補足の手数料の料金額を具体的に定め、管理すること。

3. 省庁レベルの機関の大臣、長、政府直属機関の長、省・中央直轄都市の人民委員会

外資小売流通権政令 23 号

の主席は、本政令の施行に責任を負う。

政府代表
首相

送付先：

- 党中央書記局
- 政府首相、各副首相
- 各省庁、省庁レベル機関、政府直属機関
- 汚職予防禁止中央指導委員会事務局
- 各省・中央直轄都市の人民評議会、人民委員会
- 党中央および各委員会事務局
- 国家主席事務局
- 国会民族評議会および各委員会
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計局
- 国際国境経済特区管理委員会
- 諸団体中央機関
- 国家行政学院
- 政府官房、主管大臣、各副主管
政府ウェブサイト、112 執行委員会、
政府首相スポークスマン
直屬部、局、機関、公報
- 保管：書庫、総合経済(5 部)、社会(32 部)

グエン・タン・ズン